

令和2年度 第2回 松山市障がい者総合支援協議会

日時：令和3年2月3日（水） 15:30～16:30

場所：KH 三番町プレイス 4階 研修室

会次第

- 1 開会
- 2 松山市第4期障がい者計画（素案）に対する意見について
- 3 松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）に対する意見について
- 4 その他
- 5 閉会

松山市障がい者総合支援協議会 委員 名簿

(順不同・敬称略)

分野	所属機関	役職等・氏名		出欠
医療	松山市医師会（身体部門）	増田整形外科	増田 頼昭	×
	松山市医師会（知的・精神部門）	眞理こころの クリニック	越智 眞理	○
雇用・ 就労関係	松山公共職業安定所	統括職業指導官	山内 圭二	○
	松山商工会議所	事務局長	中矢 斉	×
	松山青年会議所	特任理事	石原 将樹	○
	愛媛障害者職業センター	所長	堀尾 寿之	×
教育	愛媛県立みなら特別支援学校	教頭	深井 千代	○
	愛媛県立しげのぶ特別支援学校	教頭	宮崎 修次	×
学識 経験者	聖カタリナ大学	教授	丹下 美輪	○
	聖カタリナ大学	講師	近藤 益代	○
行政機関	愛媛県福祉総合支援センター	所長	西崎 健志	○
	愛媛県心と体の健康センター	所長	竹之内 直人	○
	愛媛県松山東警察署	生活安全課長	藤原 圭寿	○
障がい者 団体	松山市障がい者団体連絡協議会	副会長	渡部 坂嘉	○
	松山市精神障がい者地域家族会 明星会	会長	石田 美栄子	×
	松山市内部疾患障害者協議会	副会長	庭瀬 佳世子	○
地区組織	松山市民生児童委員協議会	障がい者福祉 部会部会長	徳永 隆子	○

○：御出席予定、×：御欠席予定

(案)

令和3年 月 日

松山市長 野志 克仁 様

松山市障がい者総合支援協議会
会長 渡部 坂嘉

松山市第4期障がい者計画（素案）に対する松山市障がい者総合支援協議会の
意見について

令和2年12月17日付2松（障）第759号で意見を求められた、松山市第4期障がい者
計画（素案）について、以下のとおり意見を提出します。

1 地域生活の支援の充実について

地域生活の支援に当たって、相談支援体制の充実やこれに関連する地域生活支援拠点等
の充実が必要であり、素案に記載されているこれまでの体制の検証等、主任相談支援専門員
の確保、地域生活支援拠点等の受入ガイドラインの整備等は重要です。

相談支援を充実させていくに当たって、具体的な手法等は今後の検証や検討の中で決定
していくものと思われませんが、最も大切な事項の一つである相談支援専門員の質の向上、特
に相談支援専門員の人材育成を進めていく市の姿勢を明確にしておくことは大切であると
考えます。

また、松山市では地域生活支援拠点等について、既存の事業所間のネットワークを生かし
た面的な整備を行っています。松山市では、例えば指定相談支援事業所の運営規定に、地域
生活支援拠点等の機能を担うと記載し、市に届出を行い、加算を受けている事業所はないと
聞き及んでいますので、実際の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の確保のためにも、
届出事業所を増やすことについても検討していただきたいと考えます。

2 危機事象対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、「新しい生活様式」が提唱されるなど、我々
の日常生活は様変わりしました。これまで開催されていた行事等が次々中止や延期となる
中、障がい福祉に関わるあらゆる方々の努力により、障がい者等の日常生活を支えるために、
障害福祉サービス等は継続され、障がい福祉の様々な事業の重要性が再確認されることと
なりました。当然、事業の継続に当たっては、素案に記載されているとおり、衛生資材の提
供や障害福祉サービス等の手続きの簡素化等は大切な事項です。

市内の障害者支援施設等では、新型コロナウイルスのクラスターの発生には至っていま
せんが、これまでも福祉サービスを利用している方の感染事例や障がい者等が濃厚接触者

1 となった事例は複数確認されており、これらの事例の課題も積み重ねられています。特に、
2 家族の中で障がい者等の介護を担っている方が、新型コロナウイルスに感染し、障がい者等
3 が濃厚接触者になった場合の対応について、障がいの特性によって対応は個別性が高いと
4 と思いますが、対応方針を一定明確にしておく必要があると考えます。

5 6 3 子どもの発達支援の充実について

7 (1) 地域の保育所、幼稚園等の職員の後方支援について

8 地域の保育所、幼稚園等の職員の後方支援に当たっては、障がいのある子どもやその家族
9 だけではなく、受け入れる保育所、幼稚園等の職員や障がいのない子どもたちも安心できる
10 よう、特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど専門的支援を行うことが必
11 要です。この中において、平成24年4月に創設された保育所等訪問支援事業は、子どもへ
12 の直接的な専門的支援と、保育所、幼稚園等の職員との情報共有や支援方法等の指導を行う
13 事業であり、子どもにとって慣れ親しんだ場所での支援ができ、関係機関相互の理解や信頼
14 関係の構築にもつながります。また、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになること
15 で、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境につながり、保育や教育の効果を最大限
16 に引き出すことが期待できます。

17 保育所等訪問支援事業の実施に当たっては、本事業に従事する職員の高い専門性を必要
18 とすることから、現状としては、事業を実施する事業所数及び利用者数等は伸びていない状
19 況ですが、前述の期待される効果や保護者の権利保障の観点から非常に重要な事業ですの
20 で、相談支援専門員、保育所、幼稚園等の職員、障がい児の保護者等に事業の必要性を認識
21 していただき、本事業を定着させていく視点も重要だと考えます。併せて、巡回支援専門員
22 整備事業や障害児等療育支援事業との役割分担を明確にし、事業利用に当たっての流れな
23 どを整理していく必要もあると考えます。

24 25 (2) 児童発達支援における移行支援について

26 児童発達支援ガイドラインでは、児童発達支援は、「発達支援」、「家族支援」及び「地域
27 支援」からなり、発達支援は本人支援及び移行支援から構成されるとされています。そして、
28 特に3歳以上の障がいのある子どもの場合には、地域社会への参加・包容（インクルージョ
29 ン）を推進する観点から、できる限り多くの子どもが、保育所や認定こども園、幼稚園の利
30 用に移行し、障がいの有無にかかわらず成長できるように、児童発達支援センター等におい
31 ては、児童発達支援計画を組み立てる必要があるとされています。これらを踏まえ、市とし
32 て移行支援を推進していく視点についても、計画に反映すべきと考えます。

33 34 (3) 障害児等療育支援事業について

35 障害児等療育支援事業は、身近な地域で療育指導等が受けられる重要な事業です。障害児
36 等療育支援事業と指定障害児相談支援は、別のものでありますので、双方が協同しながら、お互い

1 の職員のスキルアップにつなげていく形が望ましいと考えます。

2

3 4 雇用の充実と経済的自立の支援について

4 一般就労後の定着に当たっては、就職先の上司、同僚等の障がいに対する理解が重要です。
5 上司、同僚等の中でも、特に雇用された障がい者のメンター的な役割を担う方は、職場での
6 キーパーソンとなります。障がいの特性により、職場環境の変化への対応が難しい障がい者
7 も多数いますので、キーパーソンが異動等した場合でも、継続して同じ理解のもと、障がい
8 者に対して配慮等していただける環境整備も重要だと考えます。

9

10 5 権利擁護の推進について

11 本市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の権
12 利を守るために、平成 27 年 4 月から松山市社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の周知・
13 啓発や相談を行う窓口として、「松山市権利擁護センター」を設置しています。

14 そのような中、平成 28 年 5 月に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平
15 成 28 年法律第 29 号）で、令和 3 年度末までに、全市町村で、地域連携ネットワークの中
16 核を担う、中核機関の整備に努めることとされていますので、これに対する市の考え方を本
17 計画の中で明確にする必要があると考えます。

18 また、児童については児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づ
19 き、愛媛県福祉総合支援センター、松山市子ども総合相談センター事務所、関係機関等が連
20 携を図り、児童の虐待防止に努めているほか、研修会を開催し、事業者や保護者への意識啓
21 発に取り組んでいる状況もありますので、この実績についても明確にしておく必要がある
22 と考えます。

(案)

令和3年 月 日

松山市長 野志 克仁 様

松山市障がい者総合支援協議会
会長 渡部 坂嘉

松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）に対する
松山市障がい者総合支援協議会の意見について

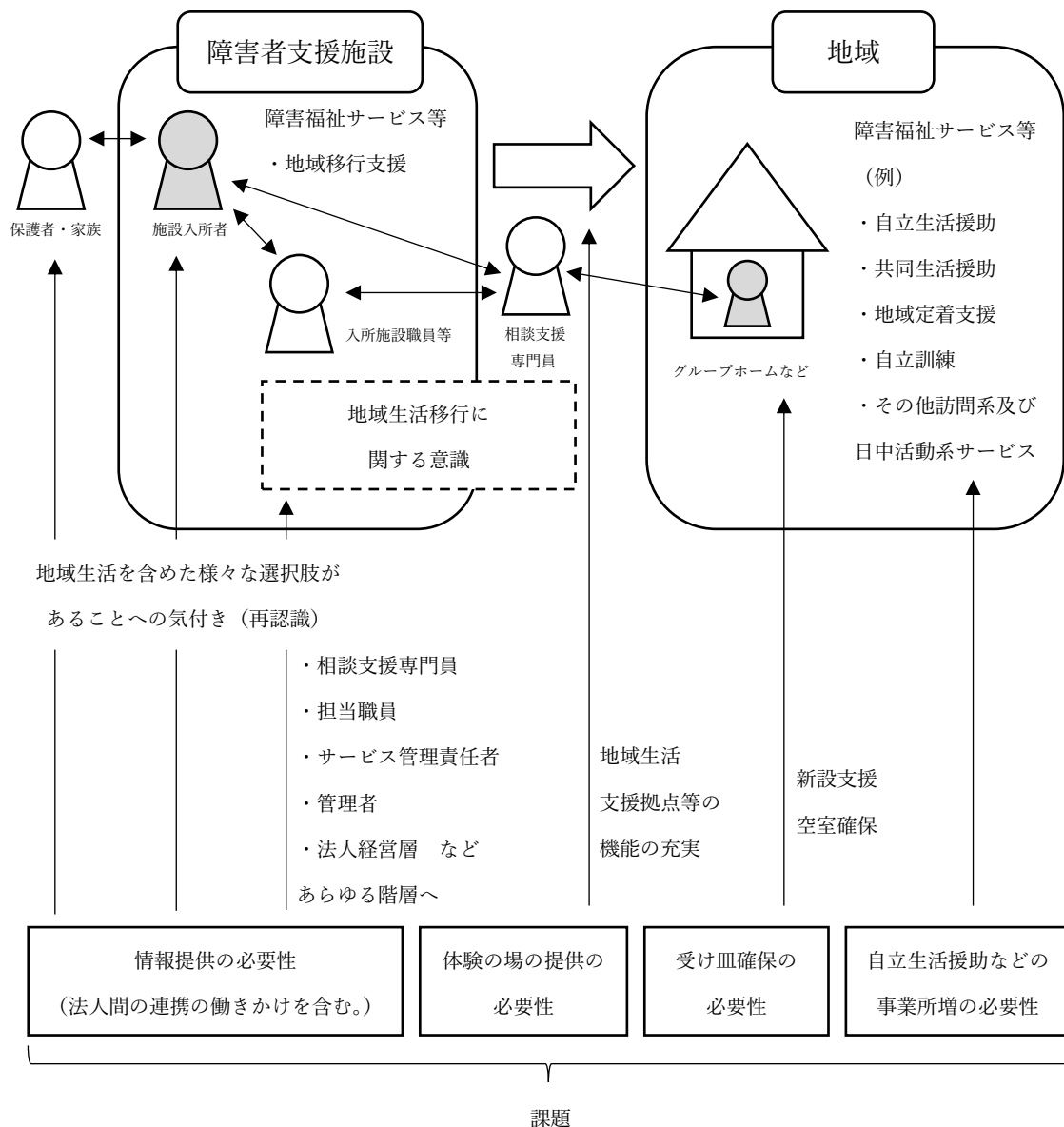
令和2年12月17日付2松（障）第761号で意見を求められた、松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）について、以下のとおり意見を提出します。

1 施設入所者の地域生活移行について

これまで、障がい者等に必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指し、様々な制度が整備されてきました。また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の中では、全て障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないと規定されています。

こうした考え方の中、松山市では、平成19年3月に（第1期）松山市障害福祉計画が策定され、以降施設入所者の地域移行の目標数値を設定してきました。計画の改定が重なる中で、国から示される目標水準は下がってきたものの、松山市第5期障害福祉計画で掲げた「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の減少」の目標については、達成が難しい状況となっています。

そこで、松山市の施設入所者の地域生活移行に当たっての課題等を次ページの図のとおり整理しました。特に、法人間の連携により地域移行を進めていく視点、障がい者本人、保護者・家族、相談支援専門員、入所施設職員等（サービス管理責任者、管理者、法人経営層等を含む。）に対する情報提供を行い適切な自己決定を促す視点、自立生活援助等の事業所増加を図っていく視点、そしてグループホームの空き室確保を進めていく視点も重要ですので、計画に反映していただきたいと考えています。



※障がいの種別によっては、地域移行に関するアプローチ手法が異なっていることにも留意が必要。

図 施設入所者の地域生活移行に当たっての課題等の整理

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

2 地域の相談支援体制の充実について

相談支援については、1で述べた「施設入所者の地域生活移行」を進める上で重要な役割を担っているほか、国の「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論の取りまとめの中でも、「相談支援専門員について、障がい児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれており、そのためには、ソーシャルワークの担い手としてのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出

1 す等の支援を行うことが求められている。更に将来的には相談支援専門員は障がい福祉に
2 関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判
3 断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。」
4 とされるなど、重要性は一層増しています。

5 現在、松山市内には 100 人を超える相談支援専門員が障がい福祉の現場で、障がい児者
6 の支援に従事しています。地域の相談支援体制における中心的な役割を担う、経験豊かな相
7 談支援専門員として、主任相談支援専門員や地域リーダーが設置されている一方で、毎年 20
8 人以上が相談支援従事者初任者研修を受講するなど、経験が浅い相談支援専門員も一定数
9 います。

10 したがって、主任相談支援専門員及び地域リーダーが地域の中で、各自の経験を生かして、
11 より一層活躍し、地域の相談支援体制の充実につなげられるよう、相談支援専門員が意見交
12 換で集える場の充実、事例検討会・グループスーパービジョンの活性化などを進めていく視
13 点が重要であると考えます。

14 また、相談支援体制の充実に当たっては、法定の相談支援従事者研修を実施している愛媛
15 県と、日常の相談支援の中での人材育成の役割を担う松山市の連携が重要であることは言
16 うまでもありません。松山市としての相談支援体制の充実や人材育成の考え方を愛媛県と
17 も共有し、特に主任相談支援専門員の新たな育成や愛媛県自立支援協議会の相談支援専門
18 部会への松山市の相談支援専門員等の新たな参画など、綿密に調整していくことが望まれ
19 ます。

21 3 保育所等訪問支援事業の質と量の確保の両立について

22 保育所等訪問支援事業は、子どもへの直接支援とスタッフへの間接支援を行い、更に保護
23 者の申請により実施される画期的な事業です。しかし、事業実施に当たっては子どもが集団
24 生活を送る保育所、幼稚園等の職員と綿密な調整を必要とするなど、高度な専門性が求めら
25 れます。

26 これらの状況を踏まえると、保育所等訪問支援事業の充実させていくことを検討するに
27 当たって最も重要な視点は、既存の事業所が提供している保育所等訪問支援事業の質（保護
28 者、訪問先、事業所の 3 者の事前調整・信頼関係の構築、障がい特性の理解、説明力、保育・
29 教育現場への理解（園の指針等の熟知）など）の向上であると考えます。そして、指定を受
30 けている事業所であっても、人員不足によりサービスを提供できていない事例も見受けら
31 れますので、松山市障がい者総合支援協議会・こども支援部会と協力して、人材育成につ
32 いても検討していく必要があります。

33 また、事業への参入を促すのであれば、他の事業以上に専門性を十分確保された事業所に
34 参入していただくことが重要であると考えます。

1 4 就労定着支援の分析について

2 就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常
3 の事業所に新たに雇用された障がい者の雇用を継続するために、企業等の連絡調整や雇用
4 に伴い生じる日常生活等の様々な問題に関する相談、指導及び助言等を行う、平成 30 年 4
5 月から開始された事業です。

6 サービスが開始されて 3 年しか経過しておらず、多数の障がい者に利用されているわけ
7 ではないため、今後根拠をもって事業を有効に実施していくためにも、事例を積み上げ、分
8 析を行っていく視点が重要であると考えます。なお、分析に当たっては、①経由した障害福
9 祉サービスは何か、②併用して利用したサービスや制度は何か、③最終的なてん末（離職し
10 た場合は、その理由を含む。）について、情報を整理する必要があると考えます。

11 また、就職後に就労定着支援がうまく活用できなかつたり、関係機関によるアフターフォ
12 ローの連携がうまく機能しなかつたりして、離職が生じていることは、依然として本市の課
13 題です。今後、これらの事例を収集し、より有効な対応策を検討していく視点も重要である
14 と考えます。

15